第　３３　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　８　年　２　月　２５　日
開　催　場　所	行　田　市　産　業　文　化　会　館　２　Ａ　会　議　室
開　議　時　刻	９　時　００　分
閉　議　時　刻	９　時　４５　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出　席　欠 ○ 席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出　席　欠 ○ 席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出 ○ 席　欠　席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出 ○ 席　欠　席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間々田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	堀口晴義	出○席　欠席
	③	石島稔	出○席　欠席	⑬	秋山玉江	出○席　欠席
	④			⑭	宇田川はる江	出○席　欠席
	⑤			⑮	江川直一	出○席　欠席
	⑥			⑯	寺田正彦	出○席　欠席
	⑦	江袋年史	出○席　欠席	⑰	島嵜典緒	出席　欠○席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
	⑩			⑳	木村民夫	出○席　欠席
関係者				書記	局長	小林誠
					主査	赤城太郎
					主事	髙澤茉鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（９：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、太田委員、間々田委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主事	はじめに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第１号は、５件となっております。 進行番号１番、前谷に在住する譲受人が、譲渡人が所有する持田字東谷〇〇〇〇、地目：畑、１２６㎡、外１筆、計６２６㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。泉小学校の北に位置する農振農用地でございます。 進行番号２番、埼玉に在住する譲受人が、譲渡人が所有する長野字流〇〇〇〇、地目：田、３７６㎡、外１筆、計７４２㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。古代蓮の里の南西に位置する農振農用地でございます。 進行番号３番、北本市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する堤根字代官田通〇〇〇〇、地目：田、４９９㎡、外２筆、計２，４９５㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。石田堤歴史の広場の北東に位置する集落内農地でございます。 進行番号４番、和田に在住する譲受人が、譲渡人が所有する和田字池田〇〇〇〇、地目：畑、２６４㎡について自家消費のため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、

		位置図の４ページをご覧ください。酒巻導水路に架かる和田橋の南に位置する集落内農地でございます。 進行番号５番、埼玉に在住する譲受人が、譲渡人が所有する小針字日枝〇〇〇〇、地目：田、８８８㎡、について経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。古代蓮の里の北東に位置する農振農用地でございます。 以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	事務局から議案第１号についての説明がございました。 何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （意見、質問なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。 よって議案第１号は承認することといたします。
「議案第２号」 農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主査	次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第２号は、１件となっております。 進行番号１番、行田市持田に在住する申請人が、所有する持田字竹ノ花〇〇〇〇、地目：畑、１３９㎡、

		ほか２筆、合計８２８㎡について、引き続き自己用住宅及び車庫の敷地として、住み続けるために申請があったものでございます。申請人は現在、申請地の住宅で暮らしていますが、相続に伴い、敷地の一部が農地であることが判明し、今回の申請に至りました。申請地は、昭和４５年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。長福寺の南に位置する持田地内の集落内農地でございます。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る２月２０日、現地調査をしていただいておりますので、赤羽委員にご報告をお願いいたします。
	赤羽委員	去る２月２０日、私と伊東委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び赤羽委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第２号は承認することといたします。 次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。

「議案第３号」 農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主査	議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の２及び３ページをご覧ください。議案第３号は、８件となっております。 進行番号１番、羽生市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する下須戸字寺浦〇〇〇〇、地目：畑、４５９㎡について、売買により住宅１棟、建築面積１２０．１２㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、羽生市の借家で暮らしていますが、子どもも成長し、将来のことを考え独立した住居を構えたいと思っていたところ、譲受人の双方の実家である熊谷市と羽生市の中間の申請地で、譲渡人の承諾が得られたため、申請に至ったものでございます。計画を精査したところ、申請地は、集落に接する農地であり、周辺は農地ではなく転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の７ページをご覧ください。太田公民館の北に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号２番、行田市桜町に在住する譲受人が、譲渡人が所有する長野字天沼〇〇〇〇、地目：畑、４９９㎡について、売買により住宅１棟、建築面積７８．２５㎡の建築と道路後退用地にするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、市内の借家で暮らしていますが、子どもも成長し、将来のことを考え独立した住居を構えたいと思っていたところ、現在の居住地に近い申請地において、譲渡人から承諾が得られたため、申請に至ったものでございます。計画を精査したところ、申請地は、集落に接する農地であり、申請地の周囲をコンクリート土留めで囲うため、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。埼玉県行田県土整備事務所の西に位置する長野地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号３番、行田市犬塚に在住する譲受人が、譲渡人が所有する犬塚字反町〇〇〇〇、地目：畑、４５㎡、ほか１筆、合計９１㎡について、売買により自己用住宅の進入路にするものとして、申請があったものでございます。譲受人は、現在、申請地の住宅で暮らしていますが、相続に伴い、借り受けていた自宅敷地の一部が農地であることが判明しました。今回、この状態を是正するため申請がなされたものであり、亡き父の転用違反ではございますが、申請人は始末書を提出し深く反省しており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。なお、隣接する残地の農地についても、引き続き借り受けているである譲受人が耕作するのとのことです。場所につきましては、位置図の９ページをご覧ください。犬塚集会所の北に位置する犬塚地内の集落内農地でございます。

		次に、進行番号４番、行田市和田でプラスチック加工業を営む譲受人が、譲渡人が所有する和田字池田〇〇〇〇、地目：畑、１９４㎡について、売買により駐車場敷地にするものとして、申請があったものでございます。申請内容としては、現在会社の資材置場と従業員用駐車場が同じ敷地内であるため、出入りの際に作業を中断せざるを得ないことから、隣接地の地権者である譲渡人に相談したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画を精査したところ、申請地は集落に接する農地であり、また、申請地の周囲は山林であるため、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。酒巻導水路、和田橋の南に位置する和田地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号５番、行田市前谷に在住する譲受人が、譲渡人が所有する長野字天神〇〇〇〇、地目：畑、８１㎡、ほか１筆、全体面積６９９㎡について、売買により資材置場にするものとして、申請があったものでございます。譲受人は、現在、市内で清掃や家具家電修理、引っ越し手伝い、不用品処分などを行う便利屋業を営んでおりますが、現在借り受けている資材置場だけでは足りず、自宅敷地内にも資材等を置いている状況であることから、業務効率化のためにも一か所に集約できる敷地を探しておりましたところ、譲渡人に承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画を精査したところ、申請地は集落に接する農地であり、申請地の周囲を土留めで囲うため、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図１０ページをご覧ください。さきたま古墳公園の丸墓山古墳から北に位置する長野地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号６番、本庄市で太陽光発電事業などを営む譲受人が、譲渡人が所有する和田字北屋敷〇〇〇〇、地目：畑、９７４㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にするものとして、申請があったものでございます。譲受人は、本庄市に本社を置き、太陽光発電事業を埼玉県や群馬県を中心に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１７４枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw、年間発電量が１１万７，３７０kwh で、設備の周囲を高さ１．２ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の１１ページをご覧ください。行田市和田農村センター跡地の西に位置する和田地内の集落内農地でございます。

		次に、進行番号７番、東京都港区で太陽光発電事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する野字北海戸〇〇〇〇、地目：畑、３９６㎡、ほか２筆、合計１１２４㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にするものとして、申請があったものでございます。譲受人は、東京都港区に本社を置き、グループ会社で太陽光発電事業を全国に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１６８枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw、年間発電量が１１万７６０kwh で、設備の周囲を高さ１．５ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の１２ページをご覧ください。野文化センターの北西に位置する野地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号８番、戸田市で土木工事業を営む譲受人が、譲渡人４名が所有する真名板字下〇〇〇〇、地目：畑、６９４㎡のうち８４㎡、ほか７筆、合計６０４５㎡のうち２４６１㎡について、使用貸借により農地改良を行いたいとして、一時転用の申請があったものでございます。申請地ではこれまで、譲渡人のひとりである耕作者が水稲を作付けしておりましたが、周囲よりも低地で水捌けも悪いことからほかの地権者に相談したところ、農地改良の承諾が得られ、改良後は大豆を作付けすることになったものでございます。工事期間は９ヵ月を予定しており、隣接農地の地権者からも同意をいただいております。場所につきましては、位置図の１３ページをご覧ください。行田市地域文化センターの東に位置する真名板地内の第１種農地でございます。なお、白抜きの部分について、西側はすでに畑となっており、南側は申請地に接道がないため農地改良の進入路として使用します。また、東側については宅地の北側を一部農地改良し、南の住宅敷地部分は事業用地ではないため白抜きをしております。 以上で議案第３号の説明を終わりますが、去る２月２０日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。
	伊東委員	去る２月２０日、私と赤羽委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。

	議長	事務局から議案第３号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第３号は承認することといたします。
『報告事項』		次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書３ページをご覧ください。 （１）、（２）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。（１）「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、２件の届出があり、転用目的は、駐車場及びグループホームでございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 （２）「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、１件の届出があり、転用目的は、専用住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 議案書４ページをご覧ください。 （３）「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。本件は、５件の届出があり、中間管理事業等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。

		以上で報告事項を終わります。
	議長	以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
6　その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 ・スマ農講演会について ・農地賃借相談について ・遊休農地整備事業について ・農地転用許可申請の現地調査方法について」 事務局からの連絡は以上になります。
7　閉会		以上をもちまして、第３０回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 （９：４５）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署名委員

……

署名委員

……